

子ども・子育て支援法に基づく確認予定施設・事業の利用定員の設定について

下記のとおり、子ども・子育て支援法に規定する教育・保育施設に係る確認申請があった。
 これは、従前の私学助成を受ける幼稚園から施設型給付費を受ける特定教育・保育施設へ移行するものである。
 ついては、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定により、区が下記の施設・事業の利用定員を設定するにあたり、意見を聴取する。

分類	類型	公私 の別	施設名	確認予定年月	利用定員				
					1号認定	2号認定	3号認定		計
					3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	
教育・保育施設	幼稚園	私立	蔵前幼稚園	令和7年4月	105人	—	—	—	105人
合 計					105人	—	—	—	105人

〔参考〕 子ども・子育て支援事業計画に掲げた教育・保育の量の見込み及び確保数（令和6年度）

子ども・子育て支援事業計画（第二期）	認定区分	1号	2号		3号
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要		0～2歳 保育必要
			教育希望 が強い	左記以外	
	A 量の見込み	1,033人	2,815人		2,338人
			587人	2,228人	
	B 確保数	2,004人		2,472人	2,360人
C 過不足数（B－A）	384人		244人	22人	